

景観計画の位置づけ

- 景観計画は、景観法第8条に規定されている法定の計画であり、景観行政を進めていくため、既存の計画と整合を取りながら策定します。
- 内容は、市が良好な景観の維持・形成を進めていくためのマスタープラン（基本計画）となるものであり、景観条例と併せて運用していきます。

委員会の目的と役割

○委員会の目的

景観法第8条第1項の規定にもとづき、市域における良好な景観保全や地域の特性に応じた景観の形成等のための総合的な計画として、「良好な景観の形成に関する計画」（景観計画）の策定を行うため、専門的知見又は地域固有の事情などをもとに、市全体を広く見通した幅広い視点からの意見を伺い、計画内容の充実を図ることを目的とします。

○委員会の役割

- 1) 景観計画の作成方法の決定と計画内容に対する助言
- 2) その他景観計画の策定に関する事項の提案

景観計画の策定方針

○瑞浪市の景観形成の基本スタンス

- 1) 今ある良い風景・景色を維持していくため、それらを阻害するものを生じないようにします。
- 2) 少しずつ景観を育んでいきます。
- 3) 全ては行政・住民・事業者の相互の協力のもとに進めていきます。

平成26年度

第一段階：市全体の基本計画をとりまとめます。特に、基本スタンスにある景観阻害要因を生じさせないように、風景・景色への影響が大きい大規模な建物等に関する決まり（景観形成基準）を決めていきます。

平成27年度以降

第二段階：地区ごとの計画を検討していきます。地区ごとに異なる良い風景・景色の維持と景観の創造のため、必要な決まり（景観形成基準）や事業、制度等について、意向の高い地区から順次地区別計画を取りまとめていきます。